

知っておきたい!

# 相続のはなし

- 表1**
- ①自分の死後に遺産分割でもめる可能性が高い
  - ②子どもがいない夫婦で兄弟あり。つまり相続人が配偶者と兄弟姉妹のケースで、配偶者に全財産を相続させたい
  - ③連れ子など、親を異にする子どもがいる
  - ④相続財産の大部分を不動産が占めている  
(遺産分割で分けにくい)

**表2**

目的財産の価格	手数料の額
100万円まで	5,000円
200万円まで	7,000円
500万円まで	11,000円
1,000万円まで	17,000円
3,000万円まで	23,000円
5,000万円まで	29,000円
1億円まで	43,000円
1億円を超える場合	5,000万円毎に1万3,000円を加算
3億円を超える場合	5,000万円毎に1万1,000円を加算
10億円を超える部分	5,000万円毎に8,000円を加算

(日本公証人連合会ホームページより)

**表3**

	遺留分の割合
① 直系尊属(父母、祖父母等)のみが相続人の場合	相続財産の1/3
② その他(配偶者、子等が相続人の場合)	相続財産の1/2

※遺留分権利者が2人以上いる場合には、遺留分が法定相続分に従って配分されます。

※兄弟姉妹に遺留分はありません。

**A** 遺産の金額等によって異なるります。財産の相続または遺贈を受けた人ごとにその財産の価額を算出し、これを表2の基準に当てはめてその価額に対応する手数料額を求め、これらの手

**A** 認知症の程度や遺言の内容によりますので、事案ごとに判断は異なります。詳細は、弁護士や司法書士などの専門家に相談してください。なお、遺言の作成にあたっては、診断書を入れておいた方が良いでしょう。

**Q** 公正証書遺言の作成費用はどのくらいですか?

# 遺言書があれば、遺産分割協議は不要

執筆/野原 雅彦(野原税理士事務所)、松尾 晋哉(沖縄つばさ法律事務所・所長)

## 相続人同士の争い防ぐ

**Q** 遺言書を作成するメリットは何ですか?

いろいろとありますが、一番は相続人間で遺産分割をめぐる紛争が生じるのを予防することができます。不動産の名義変更に関する点でも、法的に有効な遺言書があれば、法定相続人全員が合意した(署名押印した)遺産分割協議書は必要ありません。相続人全員の合意なく遺言書に基づいた不動産の名義

法的に有効な遺言書は、円滑円満な相続のために有用。今回は、遺言書についてよくある質問を、税理士の野原雅彦さんと弁護士の松尾晋哉さんがQ&A形式で紹介します。

**Q** 遺言書の作成を検討した方が良い具体的なケースを教えてください。

**A** 生前特に面倒を見てくれた人に対しより多くの財産を相続させたいケースや、法定相続人以外の人に財産を取得させる遺産分割協議書は必要ありません。相続人全員の同意があれば、遺言と異なる遺産分割をすることは可能です。ただし、遺言の内容によってはできない場合もありますので、詳細は専門家にご確認ください。

**A** 自筆の場合、遺言者が、その全文・日付・氏名を自署し、これに押印することが必要です。ところが実際には、パソコンで作成されたもの等、形式不備で贈る人が無効となってしまうケースは表1をご参照ください。

変更が可能になるという訳です。

**Q** 遺言書は、自筆ではなく公证役場での作成(公正証書遺言)を薦める専門家が多いですが、なぜですか?

**A** 遺言書は、自筆ではなく公证役場での作成(公正証書遺言)を薦める専門家が多いですが、それは、兄弟姉妹を除く法定相続人には遺留分という最低限の取り分(表3参照)が認められており、遺言の内容が遺留分を侵害するものであれば、遺留分を侵害された相続人はこれを取り戻すとの意思表示(遺留分減殺請求)をすることによって財産を取り戻すことができます。争いのない相続を実現するためには、遺言書を作成する上で遺留分を侵害するかどうかの配慮が必要といえます。

まつお・しんや/弁護士。那覇市壱川にて沖縄つばさ法律事務所を開業中。相続の他、不動産問題、企業法務、交通事故、借金問題等民事全般を手掛けている。

☎098(863)7210

## 相続と遺言書

**A** 相続人全員の同意があれば、遺言と異なる遺産分割をすることはできます。ただし、遺言の内容によってはできない場合もありますので、詳細は専門家にご確認ください。

**Q** 私の父親は少し認知症の症状が見られるのですが、このようない状況でも公正証書遺言の作成は可能ですか?

**A** やはり遺留分になります。兄弟姉妹を除く法定相続人には遺留分という最低限の取り分(表3参照)が認められており、遺言の内容が遺留分を侵害するものであれば、遺留分を侵害された相続人はこれを取り戻すとの意思表示(遺留分減殺請求)をすることによって財産を取り戻すことができます。争いのない相続を実現するためには、遺言書を作成する上で遺留分を侵害するかどうかの配慮が必要といえます。



まつお・しんや/弁護士。那覇市壱川にて沖縄つばさ法律事務所を開業中。相続の他、不動産問題、企業法務、交通事故、借金問題等民事全般を手掛けている。  
☎098(863)7210



野原 雅彦/野原税理士事務所  
野原茂男の後を継ぎ、兄の野原信男とともに那覇市久茂地にて野原税理士事務所を開業中。セミナー等の実績も多い。  
☎098(863)6267 http://2n-taxoffice.jp/